

第227回埼玉県都市計画審議会

平成27年11月24日午後1時17分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第227回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県都市計画課、副課長の細田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに委員の出席状況について御報告申し上げます。現在18名の御出席をいただいております。2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。まず、事前にお送りさしあげました資料でございますが、配付資料一覧表です。次に委員名簿、次に議案概要一覧表、それと議案書とホッチキスどめの別添がございます。あと、参考資料がございます。右上にまず参考資料、それから第7回定期見直しと書いた参考資料集、それと報告事項というものがございます。それとあわせまして、本日机の上に事前にお配り申し上げましたのが次第、それと座席表でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 なお、本審議会につきましては公開が原則となっておりますため、意見書の個人情報に関する部分につきましては黒く塗り潰させていただいております。

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定いたします学識経験者の委員として、弁護士の設楽あづさ様でございます。

東京国際大学教授の古川徹也様でございます。

○古川委員 よろしくお願ひします。

○事務局 埼玉大学大学院教授の久保田尚様でございます。

○久保田委員 久保田でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の永瀬隆弘様でございます。

○永瀬委員 よろしくお願ひします。

○事務局 上尾商工会議所会頭の小谷仁様でございます。

○小谷委員 よろしくお願ひします。

○事務局 浦和大学専任講師の田中康雄様でございます。

○田中委員 よろしくお願ひします。

- 事務局 次に、同第2号に規定いたします関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の石田寿様でございます。
- 石田委員(代理) よろしく申し上げます。
- 事務局 関東運輸局長の濱勝俊様でございます。
- 濱委員(代理) よろしく申し上げます。
- 事務局 関東地方整備局長の石川雄一様でございます。
- 石川委員(代理) よろしく申し上げます。
- 事務局 次に、同第3号に規定いたしております市町村長を代表する委員といたしまして滑川町長の吉田昇様でございます。
- 吉田委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定いたしております県議会議員の荒木裕介様でございます。
- 荒木委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 齊藤邦明様でございます。
- 齊藤委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 星野光弘様でございます。
- 星野委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 中屋敷慎一様でございます。
- 中屋敷委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 大嶋和浩様でございます。
- 大嶋委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 安藤友貴様でございます。
- 安藤委員 安藤です。よろしく申し上げます。
- 事務局 村岡正嗣様でございます。
- 村岡委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 次に、同第5号に規定いたしております市町村の議会の議長を代表して、上尾市議会議長の田中守様でございます。
- 田中委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定いたしております専門委員といたしまして埼玉県住宅供給公社理事長の前田一彦様でございます。
- 前田委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 先ほど御紹介さしあげましたが、弁護士の設楽様が御到着でございます。
- 設楽委員 設楽あづさと申します。遅参いたしまして失礼いたしました。よろしくお願ひいたします。

○事務局 また、本日は御出席いただいておりますけれども、学識経験者といたしまして東洋大学の野澤千絵様、市町村長を代表する委員として久喜市長の田中暄二様、市町村の議会の議長を代表する委員として伊奈町議会議長の山本重幸様、臨時委員として関東財務局長の乙部辰良様、関東経済産業局長の鍛冶克彦様、埼玉県警察本部長の貴志浩平様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今年度最初の審議会でもございますので、ここで幹事を代表いたしまして、秋山都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 皆さんこんにちは。埼玉県都市整備部長の秋山でございます。委員の皆様には、日ごろから都市計画行政の推進に何かと御協力、御支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本審議会でございますけれども、昭和45年に設置をされまして、これまで226回開催され、5,095件の案件の御審議をいただいております。おかげをもちまして、土地利用の制限、誘導、都市整備の事業化など、現在地域の都市計画や都市づくりが順調に進んでおります。まことに感謝を申し上げます。

さて、本県の都市計画を取り巻く課題でございますけれども、御承知のとおり人口の減少、超高齢社会というものが挙げられると存じます。県ではこれらの状況を踏まえまして、平成20年にまちづくり埼玉プランを定めております。この中では、今後の将来像として「みどり輝く生きがい創造都市」～暮らし続けるふるさと埼玉～の実現を目標として掲げ、まちづくりを進めてまいりました。また、東日本大震災を教訓とした防災あるいは減災への対応や高速道路ネットワークを活用した企業立地の推進、また都市再生特別措置法の改正により盛り込まれました立地適正化計画の策定によるコンパクトシティの実現を目指すなど、都市をめぐる社会情勢の変化への確な対応を図ろうとしているものでございます。

課題が多い中ではございますけれども、県といたしましては市町村と連携を図りながら、安心安全の確保とともに、今後前向きに魅力ある都市づくりに取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様方におかれましては、引き続きの御指導をよろしくお願いたします。御挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、任期満了に伴いまして現在会長が不在となっておりますことから、慣例によりまして2期目の学識委員の中で年長でいらっしゃいます小谷仁様に臨時議長として会長選出の労をおとりいただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局 ありがとうございます。

それでは、小谷委員様、大変恐れ入りますけれども、中央の議長席にお移りいただきまして、進行をよろしくどうぞお願いたします。

○臨時議長（小谷） ただいま臨時議長に御指名をいただきました上尾商工会議所、小谷でございます。しばらくの間、臨時議長を務めさせていただきます。御協力のほどお願い申し上げます。恐縮ですが、座ったままで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから埼玉県都市計画審議会会長の選出を行いたいと思います。会長の選出につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員の互選によって定めることになっております。どなたか御推挙はございますか。なしということでもよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○臨時議長（小谷） もし差し支えなければ、前例に従いまして臨時議長による指名推選という形をとらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（小谷） ありがとうございます。

それでは、指名をさせていただきます。

都市計画、都市交通の分野で多大な実績と豊富な経験をお持ちの埼玉大学大学院教授、久保田委員さんをお願いをいたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（小谷） ありがとうございます。異議なしという声をいただきました。

それでは、皆様から御賛同をいただきましたので、埼玉県都市計画審議会の会長は久保田委員さんに決定いたしました。

○事務局 大変ありがとうございました。

それでは、久保田委員様におかれましては会長席にお移りいただきまして、新会長としての御挨拶をいただきたいと思います。

また、小谷委員様におかれましては大変ありがとうございました。

〔臨時議長、会長と交代〕

○会長（久保田） ただいま会長という重責を担わせていただくことになりました埼玉大学の久保田尚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私実は以前もこの審議会の委員を務めさせていただいたことがあるものですが、これで2回目となりますが、心新たに努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど部長様から県の取り巻くいろんな背景の御説明ありましたが、昭和40年代、あるいは50年代の初めぐらいまでは、とにかく東京の一極集中という大きな流れの中の影響をもろに埼玉県はかぶって、非常に都市計画行政、かなりいろいろ御苦労があったというふうに伺っておりますが、今は時代が変わりまして、まさに少子高齢という時代で、交通空白とか過疎とか、都会の中のオールタウンとか、いろんな新しい課題に直面するようになってまいりました。

ということで、また新たな時代には新たな都市計画が必要でございますので、皆様の御協力をいただきまして、よりよい都市計画行政を目指したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、審議会条例第4条第3項の規定によりまして、久保田会長様から会長職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○会長（久保田） それでは、以降着席のまま進めさせていただきます。

私から会長職務代理の方を御指名させていただきます。先ほど臨時議長として円滑に議事運営を進めていただきました小谷委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○会長（久保田） それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定によりまして、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

なお、本日発言の際は、幹事の説明につきましてはマイクを使っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） 皆様におかれましては、御多忙の中御出席をいただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただき、慎重に、かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議録の署名委員を本審議会運営規則の第5条第2項の規定によりまして私から指名をさせていただきます。

本日は設楽委員さんと、それから荒木委員さんをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして、原則公開となっております。私としましては、本日は非公開にすべきと思う案件はありませんが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は公開で進めさせていただきたいと思っております。

傍聴の御希望いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい。

○議長（久保田） それでは、傍聴の希望の方いらっしゃることなので、入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 傍聴の皆様にご注意を申し上げます。先ほど事務局からお配りしました傍聴要領をよく読み、遵守していただきたいと存じます。その傍聴要領に反する場合には退場していただくこともございますので、御注意をお願いいたします。

それでは、ただいまより第227回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。本日は、お手元の次第にありますように、議第5097号「蕨都市計画道路の変更について」など都市計画法に基づく諮問案件3件、それから土地区画整理法及び建築基準法の規定に従って本都市計画審議会に付議する案件3件、計6議案の審議をお願いするものでございます。

では、まず都市計画法に基づく審議として、議第5097号「蕨都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長、吉岡と申します。それでは、議第5097号「蕨都市計画道路の変更について」御説明をいたします。恐縮ですけど、座らせて説明させていただきます。

まず、議案の個別説明に入らせていただく前に、本議案並びに次の第5098号の議案につきましては、現在県で進めております社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直し、これに関する案件でございますので、見直し作業の経緯と概要について、まず簡単に御説明をさせていただきます。

都市計画道路の機能でございますけど、人や物資の安全かつ円滑な移動を確保するための交通機能、それから都市の環境保全あるいは防災性の向上を確保するための空間機能、それから都市構造や街区を形成し、上下水道などを収容する市街地形成機能、こういった機能を有する都市の骨格を形成する重要な都市施設でございます。このため、都市計画道路は広域的かつ長期的な視点に立って定められておりまして、平成27年3月末現在で1,501路線、約2,833kmの都市計画道路が決定をされております。

しかしながら、都市計画道路の多くはいわゆる高度経済成長期に計画されておりまして、人口減少、超高齢社会を迎えた現在では、まちづくりの将来像の変化などによりまして見直しが必要な路線もございます。そこで、県ではまず第1回目の見直しといたしまして、平成16年から24年にかけて、当初決定から20年以上にわたり未整備になっている路線を対象に検証を行い、最終的に56路線、約56kmについて、その廃止を含めた都市計画の変更手続を完了しております。また、平成25年度からは2回目の一斉見直しに着手しております。今回の対象は、高速道路や国の直轄国道などを除き、県が都市計画決定をした路線のうち整備が完了していない全ての幹線街路を検証の対象としております。これらの路線につきまして、必要性及び構造の適正さといった観点から検証を行い、38路線、約61kmをまず見直しの候補路線として選定をいたしました。

さらにこの見直しの候補路線を対象に、市町村の総合計画などの上位計画との整合性及び交通量推計を活用した道路網の観点からの検証を行い、平成27年3月に最終的に25路線約35kmを見直し路

線として選定をしたところでございます。これは、見直しの具体的なイメージでございます。まず、幅員変更の例でございますけど、広幅員で決定されておりました都市計画道路について、周辺道路の整備状況ですとか交通量を勘案し、構造を見直して、例えば現道の幅員に合わせた計画へと変更をするというものでございます。

次に、路線廃止の例でございますが、まちづくり計画に伴い、必要であった赤い線の都市計画道路でございますが、まちづくり計画自体が廃止あるいは大幅に変更というようなことに伴いまして、必要性が薄れたため廃止をして、現道を生かすというようなものでございます。今後は、見直し路線として選定いたしました25路線につきまして、関係機関との調整や地元説明などを行いながら、この都市計画審議会での御審議もいただき、変更の進めを進めてまいる計画でございます。

それでは、議第5097号「蕨都市計画道路の変更について」御説明をさせていただきます。議案書は5ページから13ページ、説明はあわせて前方のスクリーンを御覧いただければと存じます。蕨都市計画区域は蕨市の全域から成りまして、県の南部、都心から約20kmの位置でございます。今回変更いたします3・5・10蕨駅前通り西口線でございますが、蕨駅から戸田市境に至る延長約1,360m、代表幅員が15m、2車線の都市計画道路でございます。変更の内容について、順次御説明申し上げます。

まず、黄色でお示しした部分ですが、駅に近い一般県道川口蕨線から国道17号に至る区間を廃止し、本路線の区間を起点側の蕨駅から一般県道川口蕨線まで、非常に短くなりますが、そこまで縮小するというものでございます。また、残る終点側の国道17号から戸田市境までの区間を新たな名称を付しまして決定をし直すというものが概要でございます。

蕨市におきましては、この本路線と一体的な整備を前提とした土地区画整理事業を計画しておりましたが、地元のまちづくり計画の変更に伴い、平成25年度に土地区画整理事業を廃止しております。写真は、今回の変更対象区域を写したものでございます。現在一方通行で供用されておりますが、道路沿いには商店街が形成されております。市では、今後この街並みを生かしながらまちづくりを進めていくという計画といたしております。

このようなまちづくり計画の変更に加えて、交通処理の関係では、並行いたします一般県道蕨停車場線の整備が完了をしたこと、それから戸田市方面から蕨駅利用者の数が幾分減少してきているというような社会状況の変化がございます。これらを踏まえまして、本路線の必要性を検証した結果、黄色で示した一部区間について廃止するというものでございます。

先ほど申し上げましたが、この廃止によりまして本路線の区間を蕨駅から一般県道川口蕨線までの区間にいたします。これに伴いまして代表幅員が変更となるため、名称を3・5・10蕨駅前通り西口線から3・4・10蕨駅前通り西口線に変更いたします。

なお、路線名の頭に3つの数字がついてございますけど、これは先頭から幹線街路などの道路の区分、2番目は幅員の規模、3番目は都市計画区域内の一連の番号をあらわしているものでござい

ます。また、残る17号から戸田市境までの区間でございますけど、新たに3・5・19錦町前谷線として決定をし直します。これが路線の関係の変更でございます。

最後にもう一つ、駅前広場の分離という案件がございます。県では、従来県決定の都市計画道路に接続する駅前広場は、当該都市計画道路の一部として県で都市計画決定をしまっていました。しかし、市町村の玄関口である駅前広場の計画、整備、管理の一元化を図るということを目的に、県決定の都市計画道路から駅前広場を分離するという方針を平成24年度に立てました。この方針に基づきまして、蕨駅前通り西口線の一部として定められている駅前広場を県決定からは分離し、新たに蕨駅西口広場として蕨市が都市計画決定を行います。

以上御説明いたしました蕨駅前通り西口線の変更及び錦町前谷線の決定について、都市計画法の規定に基づき、2週間案を縦覧に供しましたところ意見書の提出はございませんでした。また、蕨市に対し、意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、議第5097号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定するというので御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして本案は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議第5098号「寄居都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事の方の議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続き、都市計画課のほうから御説明を申し上げます。

議第5098号「寄居都市計画道路の変更について」御説明いたします。議案書は15ページから23ページ、あわせて前方のスクリーンを御覧いただきたいと思っております。寄居都市計画区域でございますが、寄居町及び深谷市の一部の1市1町から成り、県の北部、それから都心からおおむね70kmという位置でございます。今回変更いたします3・4・5中央通り線につきましては、寄居駅から荒川にかかる正喜橋を渡った荒川右岸側までの延長約750m、代表幅員16mの都市計画道路でございます。変更の内容につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、起点側、寄居の駅前ですが、起点から3・4・4本通り線までの区間の幅員の変更でございます。本路線の全体の代表幅員は16mではございますが、この区間につきましては町の玄関口のシンボル空間として幅員20mで決定をしております。写真は、今回変更を予定している区域を写したものでございます。道路は、一方通行で供用されているという状況でございます。

寄居町では、現在この路線を含む駅周辺地区の活性化を目的に、中心市街地活性化基本計画の策定及び駅前通りの整備に取り組んでいるところでございます。この計画におきまして、駅周辺の道路機能を検討した結果、本路線を含めた複数の道路を人々が回遊することでにぎわいを取り戻すという方針となりました。スクリーンの緑色で示した破線が既存の道路を中心とした歩行者動線をあらわすものでございます。

そこで、この駅前通りの本路線が担っている駅へのアクセス機能などの構造の適正さを検証した結果、現在中央分離帯が計画されておるんですが、この中央分離帯を削除するなどの断面構成の見直しを行い、本区間の幅員を20mから本路線の代表幅員と同じ16mへと縮小するものでございます。これが路線の関係でございます。

それから、もう一つ駅前広場の分離がございまして。先ほど御審議いただきました蕨都市計画道路と同様に、本路線につきましても駅前広場を県決定から分離するというものでございます。なお、分離した駅前広場につきましては、隣接する、黄色で書きましたけど、商業施設の跡地がございまして、この商業施設の跡地の有効活用、こういったものにも配慮した位置へと変更し、新たに寄居町が都市計画決定を行うという予定になっております。

最後に、車線数の決定でございますけど、本路線、これまで車線数を定めておりませんでしたので、今回車線数を2と定めるというものでございます。

以上御説明いたしました中央通り線の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、寄居町に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、議第5098号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして本案は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議第5099号「本庄都市計画及び児玉都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

それでは、幹事の方の議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続きまして、都市計画課でございます。

議第5099号「本庄都市計画及び児玉都市計画下水道の変更について」でございます。議案書は25ページから31ページ、あわせて前方のスクリーンを御覧ください。今回県で定めます利根川右岸流域

下水道におきまして、関連市である本庄市が市町村合併に伴い、赤で、左側で示しました旧児玉町の児玉都市計画児玉公共下水道を右側にございます本庄市の児玉都市計画本庄公共下水道へと名称を変更いたしました。県の流域下水道に接続する公共下水道の名称が変更になったことから、今回利根川右岸流域下水道の排水区域の名称を変更するものでございます。画面は合併前を表示しております。もとの本庄市が薄い橙色の部分でございます。合併後は南北に長い行政区域となり、旧児玉町を含めて新たな本庄市となったところでございます。

今回は、利根川右岸流域下水道の排水区域の名称の変更のみであり、下水道の事業計画自体に変更はございません。なお、名称の変更は軽微な変更となりますことから、案の縦覧などの手続は要しないということになっております。

本案につきまして、関係市である本庄市に対し、意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、議第5099号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして本案は原案のとおり決定をいたします。

以上で都市計画法に係る審議を終了します。

次は、土地区画整理法に基づく議第5100号「草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画（第1回変更）に係る意見書について」を議題に供します。

幹事の方、御説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の木崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座して説明をさせていただきます。

議第5100号「草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画（第1回変更）に係る意見書について」を御説明申し上げます。

議案書は33ページから41ページでございます。あわせまして右上に別添と書かれている資料、それから参考資料と書かれている資料も御用意いただきたいと思いますが、説明は前方のスクリーンを中心に説明をさせていただきます。

初めに意見書提出の経緯と法律上の取り扱いについて御説明を申し上げます。土地区画整理法に基づきます区画整理の事業計画につきましては、事業の目的、公共施設の配置を示した設計図、事業期間、費用などを定めております。当事業につきましては、平成26年3月に定めていた事業計画

を変更するに当たりまして、変更事業計画を平成27年6月24日から7月7日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1通1名の方から知事宛てに意見書の提出がございました。このため、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項の規定によりまして審議会に審議をお願いしているというものでございます。この意見書の写しにつきましては、別添の1ページから3ページにございます。

また、意見書の提出者から口頭で意見を陳述したい旨の申し立てがございましたので、平成27年9月17日に意見を聴取してまいりました。この聴取書の写しにつきましては、同じく別添の4ページから7ページにございます。

次に、法律上の取り扱いについてでございます。本議案は、提出された意見書につきまして、採択すべきであるか採択すべきでないかを御審議願うものでございます。採択すべきであると議決された場合、知事は施行者である草加市に対し、必要な修正を加えるべきことを求めます。採択すべきでないとして議決をいただいた場合、知事はその旨を意見書の提出者に通知をいたします。

それでは、初めに本事業の概要について御説明を申し上げます。本地区は、東武伊勢崎線新田駅の東口に面し、東側は県道足立越谷線、南側は県道金明町鳩ヶ谷線に囲まれた面積約6.3haの区域で、平成25年度に事業に着手をしております。なお、この土地の権利者は289名いらっしゃいます。

次に、事業の目的でございます。道路、公園などの公共施設を整備し、市街地の整備改善を図るとともに、駅周辺地区にふさわしい環境を整備するということを目的としております。

次に、事業計画の変更が必要となった理由でございます。区画整理事業では道路、公園等の公共施設の整備とあわせて、宅地の再配置を行います。この一つ一つの宅地を再配置する計画のことを換地設計と呼んでおります。今回の事業計画変更の主な理由は、この換地設計に伴い、当初の事業計画で定めた道路や公園などの位置を微修正するものでございます。具体的には、道路の位置を最大で1.7m並行移動する変更、あるいは2カ所の街区公園の面積の変更などでございます。

それでは、提出された意見書及び口頭意見陳述の内容につきまして御説明をいたします。要旨及び見解を参考資料のほうにまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。なお、土地区画整理法では既に定まっている都市計画については意見書を提出できないということになっておりますので、意見書のうち縦覧した事業計画の変更に係るものを最初の1ページ目にまとめております。また、既に定められている都市計画ですとか、あるいは当初の事業計画案に係るもの、さらには事業の進め方など、今回縦覧した事業計画の変更に係らないと思われるものは2ページから4ページにまとめております。

前方のスクリーンとあわせて御覧いただければと思います。まず、意見の1でございます。事業計画について全部反対である。施行者の草加市が一方的に勝手に自己の都合で事業計画を変更している。具体的な変更理由はないし、変更内容も違法で不法であるという意見でございます。

これに対する見解でございます。今回の変更は、一つ一つの宅地の再配置案、先ほど御説明させ

いただきました換地設計でございますけれども、これに伴いまして道路の位置や公園の面積などを微修正するものであり、工事着手に向けて事業を進めるために必要な変更でございます。

県といたしましても、区画整理事業において事業計画決定後、実際の工事着手に際しまして換地設計を行って、このように事業計画が変更されるということは一般的なことであるというふうに認識をしております。このため、今回の変更は草加市が自己の都合で行っているというものではなく、また変更内容についても法令に反するものではございません。

変更手続きにつきましても、市は土地区画整理法に基づいて進めており、一方的、勝手に行っているものではないというふうに考えております。なお、草加市では、変更の内容を区画整理ニュースという形で各権利者に配布をしております。

次に、正確な場所を書いていないという意見でございます。これに対する見解でございますが、変更事業計画の縦覧図書として、位置図、区域図、設計図を法に基づき添付をしております。スクリーンの図面は、縦覧を行った際のものでございますけれども、ちょっと見にくくて恐縮でございます。草加市の都市計画図の中に、区画整理事業の施行地区を示しております。また、区域図でございますけれども、区域図では施行地区の区域及びその境界を示しております。設計図でございますが、設計図では土地区画整理事業の施行後の道路、公園等の公共施設の位置及び形状を示しております。部分的に拡大をして見ていただいているものでございます。

このように、市は法に基づく添付図面により、具体的に場所を示しているというふうに考えております。また、意見1の(2)、(3)で具体的な変更理由と数値を書いていないという意見でございます。スクリーンに示しておりますのが縦覧した変更理由でございますけれども、実際縦覧に際しまして、このような変更の理由書を添付して縦覧をしております。

次に、変更の数値を書いていないという意見でございます。縦覧している図書の中に、変更前の数値を上段の赤書き、変更後の数値を下段に黒書きといたしまして、変更の前後がわかるように示しております。なお、道路や公園の変更につきましては、参考資料として変更対照図も添付して縦覧をしております。

以上のほか、今回の事業計画の変更に係わらないと思われる意見につきましては、参考資料の2ページから4ページにまとめております。意見1、5、10のような事業の進め方に関する意見、あるいは意見2、4、6、7、8、9のような手続に関する意見がございましたので、それぞれ見解も示しております。

次に、口頭意見陳述による意見につきましては、その要旨と見解について5ページから7ページにまとめてございます。提出された意見書と同じ内容のものや、あるいは事業の進め方に関するものなど、今回の事業計画の変更に係わらないと思われる意見もございましたが、それぞれ見解を示させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

はい、お願いします。

○村岡委員 事業計画の変更に係わらないと思われる意見のこの思われるというのは、県のほうの判断で思われるということではないのでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） はい、私どもの判断でございます。

○村岡委員 その中の意見の2というところで、どこをどのように変更するのか一切配布されていないということに対して、県のほうの見解で「市に確認したところ、何を請求したかについては不明であるが」という見解が述べられたんですが、この不明であるというのは、その事実がないのか、あったけど、その中身が何かわからないのか、この不明についてもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○幹事（市街地整備課長） 聞かれたという事実はわかっているんですが、具体的な中身が何であったかはわからないと市からは聞いております。

○村岡委員 ありがとうございます。

全体として、これを判断する上で、私もほかの委員さんも、市がどういう説明をしたか、当事者にですね、立ち会っているわけじゃないんでわからないんですが、あくまでも県のこの見解をもとに判断しますが、最終的には県としては、市の考え等を聞いた上で、法的にはまず問題がないと。それから、意見に対してはそれぞれ丁寧に説明したと、そういうふう判断されたということで受けとめていいのかどうかをお願いします。

○幹事（市街地整備課長） まず、法的には問題がないということは私どもで確認ができております。

また、市のほうでどういった説明をなさったかということは、我々も実際に現場にいたわけではなくて、市のほうからの聞き取り調査等によって資料を作成するしかないという状況でございますけれども、特に法に基づかない区画整理ニュースの発行ですとか、その中で変更を示しているとか、さらに各地権者宛てに縦覧を行いますという通知文書を市長名で出しているということなどを行っておりますので、法にプラスした丁寧な対応というものが行われたんだろうなというふうと考えております。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

ほかの方いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（久保田） それでは、議第5100号の議案について採決をいたしますが、まず採決の方法について御説明をいたします。

今回審議します意見は、参考資料の1ページから7ページに取りまとめられているとおりでございます。まず、全体を通して採択すべき意見があるかどうかをお尋ねします。その上で、採択すべき意見があるという御意見の方が少数もしくはゼロだった場合には、個別の意見についてお尋ねは

せず、本案については全て採択すべきでないというふうにいたします。

もし多数の方が採択すべき意見があるということになった場合には、個別の意見についてそれぞれお尋ねし、採択すべきかどうかを1つずつ採決するということにしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、伺います。

全体を通して、採択すべき意見書の意見があるという御意見の方は挙手をお願いいたします。

ございませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、挙手ゼロでございますので、本案につきましては採択すべきでないということにいたします。

続きまして、ここからは建築基準法に基づき、敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議する案件でございます。

まず、議第5101号「幸手都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は43から49ページを議題に供します。

幹事の方の御説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の五味と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着席して説明をさせていただきます。

議第5101号「幸手都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は43ページから49ページになりますが、正面スクリーンにしたがいまして御説明をさせていただきます。

初めに、産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについて御説明をいたします。都市計画区域内におきましては、一定規模以上の廃棄物の処理施設等のための建築物は、建築基準法第51条の規定によりまして、都市計画においてその敷地の位置を定めているものでなければ建築ができません

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可をした場合は、設置が可能になります。

ここで、特定行政庁といいますのは、建築確認の権限を持ちます県や市町村のことでありまして、埼玉県では県とさいたま市など12の市が該当するものでございます。今回の議案は杉戸町にございますことから、埼玉県が特定行政庁として許可権者となりますので、本審議会に付議をさせていただきました。

続きまして、計画の概要について御説明をいたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、がれき類の破碎施設が1基でございます。また、この

処理施設の上屋の建築、新設を行います。

次に、敷地の位置でございます。敷地の位置は、赤く縁取った幸手都市計画区域内にございます。杉戸町は県の東部側に位置しておりまして、都心からおおむね40kmの場所でございます。もう少し拡大した図で御説明をいたします。敷地は画面中央の赤く塗った場所でございます。東武伊勢崎線姫宮駅から東に1.5kmの地点になりまして、本郷工業団地内に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は杉戸町大字本郷字東中651番1でございます。なお、敷地は春日部市との行政界に近い位置となっておりますし、また宮代町とも近接した場所でございます。

次に、搬出入車両の経路でございます。国道16号、それから国道4号、それから県道惣新田春日部線、この3つの幹線道路から3つの町道、1194号線、1197号線、Ⅱ級14号線、これらを通して出入りをいたします。

続きまして、施設の配置について御説明をいたします。画面の上を北側としてございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は866.61㎡でございます。今回敷地の南側にある青く塗り潰した部分、ここに鉄骨造平家建ての上屋を新設をいたします。なお、敷地の北側に青色の縁取りの四角い部分がございます。こちらは、現在も既にあります空き倉庫でございまして、今回この処理施設の事務所及び作業場としての活用を予定してございます。

次に、車両の出入り口でございます。出入り口は画面下側になりまして、町道Ⅱ級14号線、幅員6mに接続をいたしております。車両の待機スペースといたしましては、敷地右側の町道1198号線を挟んだ向かいの場所、こちらに駐車スペースを確保しております。

処理内容につきまして、もう少し拡大図を使って御説明をいたします。建物内部、黄色くなっている部分、こちらが今回新設をする破碎施設でございます。当該破碎施設では、建設解現場から発生をいたしまして、その建設現場で分別をされました建設廃材であるコンクリートを受け入れて、破碎施設で破碎をいたしまして、その下の保管場所で保管をいたします。これは、再生砕石としましてリサイクルするものでございまして、基本的に産業廃棄物の発生はございません。リサイクル先に売却をしたり、この事業者が建設会社でありますことから、自社の建設現場で再利用する計画となっております。また、コンクリートの破碎でございますので、産業廃棄物から排水は発生をいたしません。

以上が幸手都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。県では、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えてございます。また、杉戸町へ当該施設の敷地の位置について意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。

はい、お願いします。

○村岡委員 処理能力が1日630.20トンということですが、これは重量なのか、体積なのかということですね。

それから、実際稼働したときに1日何トンぐらいの、4トン車かどうかわからないけども、どのぐらいの車の出入りがあるのかというのはシミュレーションしてあるのかどうかお聞かせいただきたい。

それからもう一つ、倉庫が奥にあります。倉庫の出入りの車両等、この砕石の出入りの予定というのは、これは全く別の位置というふうに考えていいのか、その点をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 3点御質問いただきました。最初の処理施設のトンでございしますが、こちらは重さでございします。

それから、出入りの関係につきましては、下の産業廃棄物処理施設のあるところは、下の道路から出入りをいたします。上の事務所、作業所につきましては、右側の町道からの出入りとする予定でございします。

あと、車の出入りの数量ですが、事業所では入りが15台、出が15台、これが1日の車の出入り数ですが、それを予定しているところでございします。

以上です。

○村岡委員 私は、通行のほうの安全というか、その点が気になったんですが、1日入り出で15台ということで、6m町道ですので、歩道は当然ないと思うのですが、図を見ますとこの6m、6mの交差点の角というか、そこから出入りというふうに図面では見れるのですが、これは交通上支障がないのかどうかということが1つです。1点です。

それからあと、この地域は工業地域のようなんですけど、子供さんが通学路にはこの町道はなっているかないか、それわかりましたら教えてください。

○幹事（建築安全課長） まず、交差点の安全の御質問でございしますが、この交差点に接する4つの街区ございしますが、全て作業所という内容になってございします。そのうち2つの街区につきましては、交差点から恐らく10m以内の出入り口はございしません。最後の一つの街区につきましては、作業場の恐らく従業員用の駐車場と思われしますが、それがございしますが、全て見通しといいですか、見晴らしのよい角という状況でございします。

それから、通学路につきましては、道路の図が出ますでしょうか。ここで町道の1194号線の一部に通学路がちょっとかかっているだけでございします。こちらの町道につきましては歩道がございします。そうしたことから、安全上の支障はないものと考えているところでございします。

以上です。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

ほかの方いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○安藤委員 済みません、じゃ2点だけ。

まず、トラックでと、先ほど台数がありましたけども、道路の舗装、重たいと傷むと思うんですけども、その点を今後、今でも通っていて、今後の舗装を今老朽化がどんどん進んでいるので、その部分が心配なので、その辺の耐久性を考えてやっていけるのかということと、もう一つが騒音、音ですね、破碎なので、音が出ると思いますが、その辺はどういった形で調べていくかということ。以上2点です。

○幹事（建築安全課長） まず、道路の傷みに対する対応という御質問でございますが、この地域全体が工業専用地域ということで、そうした車両の出入りを想定した土地利用になっているところがございます。また、町道につきましては、町のほうに意見を照会して、この計画について了解を得ているということでございまして、町道の維持管理についてはそうしたことを前提として町のほうで管理をしていただけるものと考えております。

もう一つ、騒音関係でございます。事業所のほうでは、1年に1回計量の証明事業者によります騒音の測定を実施して、その騒音の大きさをチェックをしていくという計画を述べられているところがございます。現状では、騒音につきましては敷地の境界線で約67デシベルということで、法律上の70デシベルに収まっているというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

ほかの方向かがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、議第5101号の議案につきまして採決をいたします。

本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、議第5102号「熊谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○熊谷市（建築審査課長） 熊谷市建築審査課長の山田でございます。失礼して、着席して説明させていただきます。

議第5102号「熊谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は51ページから57ページでございます。本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。今回の議案は、熊谷市内にかかわるものであるため熊谷市長が特定行政庁として、また産業廃棄物処理施設の都市計画を定めるものが県であるため、本審議会に付議をさせていただいているところでございます。

続きまして、計画の概要について説明いたします。今回の計画は、過去に建築基準法第51条ただし書き許可を受けた敷地において、処理品目を追加及び新たな処理施設を設置するものであり、処理能力が前回許可した処理能力の1.5倍を超えることから許可が必要となったところでございます。なお、今回は増築等の建築行為はございません。

次に、敷地の位置ですが、赤く縁取った範囲が熊谷都市計画区域でございます。熊谷市は県の北部に位置しており、都心からおおむね60kmに位置しております。

次に、もう少し拡大した地図で説明いたします。敷地は、画面中央左側の赤く塗った場所でございます。JR高崎線籠原駅から南西におよそ2kmの位置で、用途地域は工業専用地域です。所在地は熊谷市三ヶ尻字東原5310番地外37筆でございます。申請地の南東側及び北東側は準工業地域であり、申請地の北西側は県道熊谷児玉線に面しております。

次に、車両の経路ですが、国道17号から県道新堀尾島線、県道深谷東松山線を経由し、県道熊谷児玉線を通り敷地に至るルート、または国道140号から県道深谷東松山線を経由し、県道熊谷児玉線を通り、敷地に至るルートで搬入を行います。

続きまして、施設配置について説明いたします。画面の上側を北としております。赤く囲まれた部分が敷地の位置で、敷地面積は約41万㎡でございます。先ほど説明した搬入経路である県道熊谷児玉線はその上側であり、搬入路は画面左上となっております。車両の待機スペースは、敷地内通路に確保されております。

青色の部分が既存の建築物であり、緑色の部分が緑地でございます。黄色で示した施設が既存の処理施設でございます。赤く示した施設が今回の計画に関係する施設でございます。

次に、既存の処理施設について説明いたします。敷地内部に赤く示したところが品目を追加する破碎施設でございます。既存の処理施設は、廃プラスチック類のみを破碎していますが、今回赤字で追加で処理する品目を示しております。

次に、新たに設置する処理施設について説明いたします。建物内部に赤く示したところが新たに設置する破碎施設でございます。赤字の品目が破碎処理する品目となります。既存の焼却施設は、今回許可対象ではございません。本施設は、セメント工場として建築され、建設廃材などの産業廃棄物をセメントの原料及び燃料として活用するため、セメントの生産工程の一部としてプラントに組み込まれております。よって、搬出する廃棄物はありません。

以上が熊谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。熊谷市といたしましては、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について埼玉県へ意見照会したところ、本審議会への付議について支障がない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたら願

いたします。特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、議第5102号の議案について採決をいたします。

本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。次に幹事から第7回見直し方針、都市計画の定期見直しの概要についてということで報告をしたいということでございますので、これを許します。

幹事の御報告をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長、吉岡と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは、都市計画の定期見直し（第7回）の概要についてでございますが、資料は別添でお配りしておりますけど、右上に報告事項と書かれました資料を御覧いただきたいと思っております。ホチキスどめの報告事項と書かれたものでございます。この定期見直しでございますけど、国勢調査ですとか都市計画基礎調査を踏まえた人口あるいは産業の見通しに基づいて行う都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しでございます。

最初に、A4の資料を御覧いただきたいと思っております。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございますが、この方針は各都市計画区域を対象として、都市の発展の動向などを踏まえ、中長期的視点に立った都市計画の基本的な方向性を示すというものでございます。

本県では、上位計画である埼玉県5カ年計画ですとか、あるいは都市計画審議会、この審議会の提言を受けてまとめられたまちづくり埼玉プラン、こういったものを基本指針といたしまして、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定しております。この方針によりまして、市街化区域と市街化調整区域を定める区域区分、いわゆる線引きの決定の有無ですとか都市計画の目標、それから主要な都市計画の決定の方針、こういったものが定められております。なお、この整備、開発及び保全の方針と区域区分につきましては、都道府県あるいは政令市が決定する都市計画でございます。

それでは、定期見直しの概要につきまして、次のA3横長の資料を御覧いただきたいと思っております。初めに、定期見直しの考え方でございます。冒頭に申し上げましたように、おおむね5年ごとに行っている国勢調査ですとか都市計画基礎調査、この結果を踏まえて見直しをいたします。県では、昭和45年の線引き制度の導入以来、これまで6回の定期見直しを行いました。今回の見直しは、国勢調査が行われた平成22年を基準年として行う第7回目の見直しでございます。

本県におきましては、61の市町において40都市計画区域がございますが、政令市であるさいたま市を除く39区域の見直しを県が行います。また、区域区分につきましては線引きを行っている33区

域について県が手続を行います。

次に、整備、開発及び保全の方針の見直しのポイントでございますけど、基本的には前回の第6回見直しの考え方を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化を捉えたものいたします。まず、国におきましては、国土のグランドデザインの公表ですとか、都市再生特別措置法による立地適正化計画の制度の創設など、コンパクトシティへの具体的なアプローチが始まっております。これらを踏まえ、一極集中ではなくコンパクト・プラス・ネットワークの形成によって地域生活を支える市街地像を目指していこうという考えでございます。具体には、例えば街の顔となる中心拠点、またそれと連携し、バスを含めた公共交通ネットワークのつながりにより、生活拠点を形成するというようなことが考えられます。

また、開発のポテンシャルが高い高速道路インターチェンジ周辺などは産業拠点が配置され、また観光振興ですとか地域資源の活用による個性ある地域づくりを目標とする地区は、観光交流拠点として地域の活性化を創出するというようなことが考えられます。このような拠点の配置について、市町の総合計画などを勘案しながら調整をしております。

次のポイントはその下で、大規模商業施設などの立地に際しての調整に関することでございます。基本的にはそういった大規模商業施設はこれまでどおり商業地に誘導するということでございますが、新たに立地可能となる都市計画を定めるような場合には、広域的な課題に対応する調整を行うということをご方針の中に明確化いたします。

もう一つ、左の一番下のポイントでございますけど、昨年8月に発生いたしました広島土砂災害を教訓といたしまして、例えば災害の発生のおそれのあるような市街化区域についての取り扱いをこの方針に加えるというものでございます。この辺の考え方につきましては、国が示す技術指針である都市計画運用指針の改正におきましても考え方が示されたところでございます。

次に、資料の右側を御覧いただきたいと思います。これは、あわせて進めます区域区分、いわゆる線引きでございます。これは、市街化区域と調整区域を定める都市計画でございますが、この編入に対する考え方をまとめたものでございます。都市計画の基本理念には、都市計画は農林漁業との調和が挙げられておりますので、区域区分に関する都市計画基準におきましても、農用地とされる区域は市街化区域に含めないとされております。したがって、右側にお示しした見直しの考え方を整理するにあたりましては、農政部局とも調整を行った結果というところでございます。

それでは、まず市街化区域への編入についてでございますが、基本的な考え方は前回の第6回見直しと変更はございません。住居系につきましては、例えば人口増加が見込まれる駅周辺の拠点を形成するような地域について、限定的に取り扱ってまいりたいと考えております。

また、工業系につきましては、引き続きまして高速道路のインターチェンジ周辺ですとか、既存の産業団地の拡張、こういったものについて取り扱ってまいりたいと考えております。

また、商業系についてでございますが、基本的には中心市街地に配慮するという大原則がござい

ますので、そういったことに配慮して、基本的なものとして市街化区域を拡大するような形での立地は抑制ということになります。地域のまちづくりの拠点の考え方ですか防災時の拠点とするなど、地域振興に資するような事業であれば、限定的に対象としてまいりたいと考えております。

それから、市街化調整区域への逆に今度は編入の関係でございますけど、先ほど考え方、方針の中で申し上げましたとおり、災害の発生のおそれのある区域、こういったものにつきましては、そういったものを対象に市街化調整区域に編入するといったルールを今回新たに追加いたします。

以上都市計画の定期見直し、第7回の概要でございます。現在定期見直しの案件、個々の都市計画区域ごとの案件につきましては、関係市町及び農政部局をはじめとした関係機関と鋭意調整を行い、案づくりを進めております。今後平成28年の決定に向けて所定の手続を進めてまいりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

お願いします。

○安藤委員 じゃ、1点だけ。

さっき各市町村と鋭意調整しているということですが、さまざま市街化区域の編入について、やはり埼玉県も広いので、さまざま地域ごとに違いますので、各自治体によって必要なものと必要じゃないものとかというのはやっぱり自治体がよく知っていますので、その辺もひとくりにしないで、埼玉県全体をですね。やっぱり各自治体、地方創生と言われている中で、しっかりとその調整をこれからも進めていただきたいというふうに思いますので、これ意見になりますので、答弁は大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保田） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

ほかいかがでしょうか。特によろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、まず傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。

本日は、委員の皆様には御審議をいただき、ありがとうございました。

ここで、先ほど御紹介できませんでした委員様を御紹介させていただきます。

埼玉県議会議員の諸井真英様でございます。

○諸井委員 よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、これもちまして本日の審議会を閉会といたします。

皆様お疲れさまでございました。

午後2時36分 閉 会